

に資することを目的とするものであります。

以上が、この法律案の提案理由であります。

次に、この法律案の内容についての概要を説明いたします。

第一に、武力攻撃事態への対処に関する基本理念として、国・地方公共団体及び指定公共機関が、

国民の協力を得つつ、相互に連携協力し、万全の措置が講じられなければならないこと、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならず、これに制限が加えられる場合、その制限は武力攻撃事態に対処するため必要最小限のものであり、かつ、公正かつ適正な手続のもとに行わなければならないこと、日米安保条約に基づいてアメリカ合衆国と緊密に協力しつつ、国際連合を中心とする国際社会の理解及び協調的行動が得られるようしなければならないこと等を定めた上で、この基本理念のつとり、国の責務等について所要の規定を置いております。

第二に、武力攻撃事態への対処に関する基本的な方針、武力攻撃事態対策本部の設置、組織、所掌事務及び同対策本部長の権限、内閣総理大臣の権限等について所要の規定を置いております。

第三に、政府は、武力攻撃事態への対処について必要となる法制の整備について、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため等の措置、武力攻撃事態を終結させるための措置等が適切かつ効果的に実施されるようにするものとすること、その緊要性にかんがみ、この法律の施行日から二年以内を目標として総合的かつ計画的に実施するものとすること等を定めております。

第四に、政府は、武力攻撃事態以外の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態への対処を迅速かつ的確に実施するために必要な施策を講ずるものとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○瓦委員長 中谷防衛局長官。

自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○中谷國務大臣 ただいま議題となりました自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

我が國の平和と独立を守り、國の安全を保つため、防衛出動を命ぜられた自衛隊がその任務をより有効かつ円滑に遂行し得ることが必要であり、このため、防衛出動時及び防衛出動下命令における所要の行動及び権限に関する規定を整備し、並びに損失補償の手続等を整備するとともに、関係法律の適用について所要の特例規定を設けるほか、武力攻撃の事態に至ったときの対処基本方針に係る国会承認等が新設されることに伴い防衛出動命令の手続について所要の整備を行い、あわせて防衛出動を命ぜられた職員に対する防衛出動手当の支給、災害補償その他の給付に関する必要な特別の措置を定める必要があります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

まず、自衛隊法の一部改正について御説明いたします。

第一に、三百三条の規定により土地を使用する場合において、都道府県知事等は当該土地の上にある立木等を移転または処分することができるこ

とし、同条第一項の規定により家屋を使用する場合において、都道府県知事等は当該家屋の形状を変更することができることとともに、同

条の規定により处分を行う場合には、都道府県知事は公用令書を交付して行わなければならないこ

と、及びこの場合において、土地の使用に際して公用令書を交付すべき相手方の所在が知れない場

合等にあつては事後に公用令書を交付すれば足りること等とするものであります。

第二に、自衛隊の行動として防衛出動下命令前の防衛施設構築の措置を新設するとともに、当該職務に従事する隊員の生命等の防護のため、やむを得ない場合に武器を使用することができます。

第三に、都道府県知事は防衛出動下命令前に基づき土地を使用すること等ができることとするものであります。

第三に、防衛出動を命ぜられた自衛隊の自衛官は、当該自衛隊の行動に係る地域内を緊急に移動する場合において、一般交通の用に供しない通路等を通行することができることとするものであります。

第四に、道路法等について、防衛出動等を命ぜられた自衛隊の任務遂行を円滑ならしめるため、防衛出動除外その他の特例を設けることとするものであります。

第五に、取扱物資の保管命令に違反して当該物資を隠匿等した者は六月以下の懲役または三十万円以下の罰金に処することとするものであります。

第六に、武力攻撃事態に至ったときの対処基本方針に係る国会承認等の手続が新設されることに伴い、防衛出動命令の手続について所要の整備を行ふこととするものであります。

第七に、内閣総理大臣が必要と認める重大緊急事態（武力攻撃事態及び前号の規定により国防に関する重要事項としてその対処措置につき諮詢るべき事態以外の緊急事態であつて、我が國の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあるもののうち、通常の緊急事態対処体制によつては適切に対処することができ困難な事態をいう。以下同じ。）への対処に関する重要な事項

第二条第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 内閣総理大臣が必要と認める武力攻撃事態安全保障会議設置法の一部を改正する法律案（一号）の一部を次のようにより改正する。

第一条第一項第四号を次のようにより改める。

四 武力攻撃事態への対処に関する基本的な方針

第二条第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 内閣総理大臣が必要と認める重大緊急事態（武力攻撃事態及び前号の規定により国防に関する重要事項としてその対処措置につき諮詢るべき事態以外の緊急事態であつて、我が國の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあるもののうち、通常の緊急事態対処体制によつては適切に対処することができ困難な事態をいう。以下同じ。）への対処に関する重要な事項

第二条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第三条中「第五条各号」を「第五条第一項各号」に改め、「議員」の下に「（同条第二項の規定により臨時に会議に参加する議員を含む。）」を加える。

第五条中第七号を削り、第六号を第九号とし、第五号を第八号とし、第四号を第七号とし、第三号を第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五 経済産業大臣
六 土地交通大臣

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○瓦委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る五月七日火曜日委員会を開会するこことし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時四分散会

第五条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 総務大臣

第五条に次の二項を加える。

2 議長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者のほか、同項に掲げる國務大臣以外の國務大臣を、議案を限つて、議員として、臨時に會議に参加させることができる。

3 議長は、前二項の規定にかかわらず、第二条第一項第四号から第七号までに掲げる事項(同項第六号に掲げる事項については、その対処措置につき諸るべき事態に係るものに限る。第八条第二項において同じ。)に関し、事態の分析及び評価について特に集中して審議する必要があると認める場合は、第一項第一号、第三号及び第六号から第九号までに掲げる議員によって事案について審議を行うことができる。ただし、その他の第一項又は第二項に規定する議員を審議に参加させるべき特別の必要があると認めるときは、これらの議員を、臨時に当該審議に参加させることを妨げない。

第七条の見出しを「(関係者の出席)」に改め、同

条中「(関係の國務大臣)」を削る。

第十二条を第十二条とし、第八条から第十条までを一条ずつ繰り下げ、第七条の次に次の二条を加える。

(事態対応専門委員会)

第八条 会議に、事態対応専門委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、第二条第一項第四号から第七号までに掲げる事項の審議及びこれらの事項に係る

同条第二項の意見提出を迅速かつ的確に実施するため、必要な事項に関する調査及び分析を行い、その結果に基づき、会議に進言する。

3 委員会は、委員長及び委員をもつて組織する。4 委員長は、内閣官房長官をもつて充てる。5 委員は、内閣官房及び関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

この法律は、公布の日から施行する。

附 則

理由

武力攻撃事態等への対処における安全保障會議の役割を明確にし、かつ、強化するため、内閣総理大臣の諮問事項を改めるとともに、議員の構成を見直し、常置の議員以外の國務大臣を議員として臨時に會議に参加させることができるようにすること等により、會議の機動的な運営を図ることとするほか、會議の審議及び意見提出に資するため、必要な事項に関する調査及び分析を行い、その結果に基づき、會議に進言する事態対応専門委員会を置く必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案
武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律

目次

第一章 総則 第一條～第八条

第二章 武力攻撃事態への対処のための手続等

(第九条～第二十条)

第三章 武力攻撃事態への対処に関する法制の附則

整備 第二十一条～第二十三条)

第四章 武力攻撃事態への対処に関する法制の附則

補則(第二十四条)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、武力攻撃事態への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、

国民の協力その他の基本となる事項を定めるこ

とにより、武力攻撃事態への対処のための態勢

を整備し、併せて武力攻撃事態への対処に関し

て必要となる法的整備に関する事項を定め、

もって我が国の平和と独立並びに国及び国民の

安全の確保に資することを目的とする。

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 武力攻撃 我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。

二 武力攻撃事態 武力攻撃(武力攻撃のおそれのある場合を含む。)が発生した事態又は

事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至つた事態をいう。

三 指定行政機関 次に掲げる機関で政令で定めるものをいう。

イ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第三条第二項に規定する機関

ロ 内閣府設置法第三十七条及び第五十四条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法(昭和二十二年法律第七十号)第十六条第一項並びに国家行政組織法第八条に規定する機関

ハ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法第十六条第二項並びに国家行政組織法第八条の二に規定する機関

二 内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三に規定する機関

八 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法第十六条第二項並びに国家行政組織法第八条の二に規定する機関

九 内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三に規定する機関

五 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支機関

四 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支機関

五 指定公共機関 独立行政法人、独立行政法

人通則法(平成十一年法律第三百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。),日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の

公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その

他の公益事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。

六 対処措置 第九条第一項の対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置をいう。

イ 武力攻撃事態を終結させるために実施する次に掲げる措置

イ 武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する武力の行使、部隊等の展開その他の行動

(対策本部の組織)
ればならない。

第十一條 対策本部の長は、武力攻撃事態対策本部長(以下「対策本部長」という。)とし、内閣総理大臣(内閣総理大臣に事故があるときは、そあらかじめ指名する國務大臣)をもつて充てる。

2 対策本部長は、対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

3 対策本部に、武力攻撃事態対策副本部長(以下「対策副本部長」という。)、武力攻撃事態対策本部員(以下「対策本部員」という。)その他の職員を置く。

4 対策副本部長は、國務大臣をもつて充てる。対策副本部長は、対策本部長を助け、対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 対策副本部長が一人以上置かれている場合にあっては、あらかじめ対策本部長が定めた順序で、その職務を代理する。

6 対策本部員は、対策本部長及び対策副本部長以外のすべての國務大臣をもつて充てる。この場合において、國務大臣が不在のときは、その職務を代行することができる。

7 対策副本部長及び対策本部員以外の対策本部の職員は、内閣官房の職員、指定行政機関の長(國務大臣を除く。)その他の職員又は関係する指定地方行政機関の長その他の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

(対策本部の所掌事務)

第十二条 対策本部は、次に掲げる事務をつかどる。

一 指定行政機関、地方公共団体及び指定公共機関が実施する対処措置に関する対処基本方針に基づく総合的な推進にすること。
二 前号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

(指定行政機関の長の権限の委任)

第十三条 指定行政機関の長(当該指定行政機関が内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項の委員会若しくは第二条第三号ロに掲げる機関又は同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあっては、当該指定行政機関。次項において同じ。)は、対策本部が設置されたときは、対処措置を実施するため必要な権限の全部又は一部を当該対策本部の職員である当該指定行政機関の職員又は当該指定行政機関の長若しくはその職員に委任することができる。

2 指定行政機関の長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。

(対策本部長の権限)

第十四条 対策本部長は、対処措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、

対処基本方針に基づき、指定行政機関の長及び関係する指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、関係する地方公共団体の長その他の執行機関並びに関係する指定公共機関に対し、指定行政機関、関係する地方公共団体及び関係する指定公共機関が実施する対処措置に関する総合調整を行うことができる。

(安全の確保)

2 前項の場合において、当該地方公共団体の長その他の執行機関及び指定公共機関(次条及び第十六条において「地方公共団体の長等」という。)は、当該地方公共団体又は指定公共機関が実施する対処措置に関して対策本部長が行う総合調整に關し、対策本部長に対して意見を申し出ることができる。

(内閣総理大臣の権限)

第十五条 内閣総理大臣は、國民の生命、身体若しくは財産の保護又は武力攻撃の排除に支障がないと認めると認める場合であつて、前条第一項の総合調整に基づく所要の対処措置

が実施されないときは、対策本部長の求めに応じ、別に法律で定めるところにより、関係する地方公共団体の長等に対し、当該対処措置を実施すべきことを指示することができる。

2 内閣総理大臣は、次に掲げる場合において、対策本部長の求めに応じ、別に法律で定めるところにより、関係する地方公共団体の長等に通知した上で、自ら又は当該対処措置に係る事務を所掌する大臣を指揮し、当該地方公共団体又は指定公共機関が実施すべき当該対処措置を実施し、又は実施させることができる。

2 前項の指示に基づく所要の対処措置が実施されるとき、
二 国民の生命、身体若しくは財産の保護又は武力攻撃の排除に支障があり、特に必要があると認める場合であつて、事態に照らし緊急を要すると認めるとき。

(損失に関する財政上の措置)

第十六条 政府は、第十四条第一項又は前条第一項の規定により、対処措置の実施に關し、関係する地方公共団体の長等に対する総合調整又はその損失に關し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

2 (損失に関する財政上の措置)

第十七条 政府は、地方公共団体及び指定公共機関が実施する対処措置について、その内容に応じ、安全の確保に配慮しなければならない。

(国際連合安全保障理事会への報告)

第十八条 政府は、国際連合憲章第五十一条及び日米安保条約第五条第二項の規定に従つて、武力攻撃の排除に當たつて我が国が講じた措置について、直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。

(対策本部の廃止)

第十九条 対策本部は、対処基本方針が廃止されたときに、廃止されるものとする。

2 第十九条 対策本部は、対処基本方針が廃止され

2 内閣総理大臣は、対策本部が廃止されたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。

(主任の大臣)

第二十条 対策本部に係る事項については、内閣法にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

第三章 武力攻撃事態への対処に関する法

制の整備

(事態対処法制の整備に関する基本方針)

第二十一条 政府は、第三条の基理念にのつて、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制(以下「事態対処法制」という。)の整備について、次条に定める措置を講ずるものとする。

2 事態対処法制は、国際的な武力紛争において、適用される国際人道法の的確な実施が確保されたものでなければならない。

3 政府は、事態対処法制の整備に当たつては、対処措置について、その内容に応じ、安全の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

4 政府は、事態対処法制の整備に当たつては、対処措置及び被害の復旧に関する措置が的確に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

5 政府は、事態対処法制の整備に当たつては、武力攻撃事態への対処において国民の協力が得られるよう必要な措置を講ずるものとする。この場合においては、国民が協力をしたことにより受けた損失に關し、必要な財政上の措置を併せて講ずるものとする。

6 政府は、事態対処法制について国民の理解を得るために適切な措置を講ずるものとする。

(事態対処法制の整備)

第二十二条 政府は、事態対処法制の整備に当たつては、次に掲げる措置が適切かつ効果的に実施されるようにするものとする。

一 次に掲げる措置その他の武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようするための措置

イ 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、消防等に関する措置
ロ 施設及び設備の応急の復旧に関する措置
ハ 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置
ヘ 被害の復旧に関する措置
二 武力攻撃を排除するため必要な自衛隊が実施する行動が円滑かつ効果的に実施されるための次に掲げる措置その他の武力攻撃事態を終結させるための措置(次号に掲げるものを除く。)
イ 捕虜の取扱いに関する措置
ロ 電波の利用その他通信に関する措置
ハ 船舶及び航空機の航行に関する措置
三 アメリカ合衆国の軍隊が実施する日米安保条約に従つて武力攻撃を排除するために必要な行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置
(事態対処法制の計画的整備)
第二十三条 政府は、事態対処法制の整備を総合的かつ計画的に実施しなければならない。
2 前項の事態対処法制の整備は、その緊要性にかんがみ、この法律の施行の日から二年以内を目標として実施するものとする。
第四章 補則 (その他の緊急事態対処のための措置)
第二十四条 政府は、我が国を取り巻く諸情勢の変化を踏まえ、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保を図るため、武力攻撃事態以外の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態への対処を迅速かつ的確に実施するため必要な施策を講ずるものとする。
附 則 この法律は、公布の日から施行する。
我が国に対する外部からの武力攻撃(武力攻撃) 理由

おそれのある場合を含む)が発生した事態又は事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他基本となる事項を定めることにより、武力攻撃事態への対処のための態勢を整備し、併せて武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項を定め、もって我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

第一条 自衛隊法 昭和二十九年法律第百六十五号の一部を次のように改正する。

第二条 目次中「第九章 罰則(第一百八十八条—第一百二十一条)」を「第九章 罰則(第一百八十八条—第一百二十二条)」に改める。

第三条 第七十六条第一項中「わが国」を「我が国」に改め、「国会の承認(衆議院が解散しているときは、日本国憲法第五十四条に規定する緊急集会による参議院の承認。以下本項及び次項において同じ。)を得て」を削り、同項ただし書きを削り、同項に後段として次のように加える。

第四条 この場合においては、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十四年法律第号)第九条の定めるところにより、国会の承認を得なければならない。

第五条 第七十六条第二項を削り、同条第三項中「前項の場合において不承認の議決があつたとき、又は」を削り、同項を同条第一項とする。

第六条 第七十七条の次に次の二条を加える。 (防衛施設構築の措置) 第七十七条の二 長官は、事態が緊迫し、第七十六条第一項の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合において、同

項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊を開戦させることが見込まれ、かつ、防備をあらかじめ強化しておく必要があると認められる地域(以下「展開予定地域」という)がある場合において陣地その他の防衛のための施設(以下「防衛施設」という。)を構築する措置を命ずることができる。

第八十六条中「第七十六条第一項」の下に「、第七十七条の二」を加える。

「、第七十二条の二を第九十二条の四とし、第九十二条の次に次の二条を加える。
(防衛出動時の緊急通行)
第九十二条の二 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官は、当該自衛隊の行動に係る地域内を緊急に移動する場合において、通行に支障がある場所をう回りして通行に支障がある場所をう回りして通行の用に供しない空地若しくは水面を通行することができる。この場合において、当該通行のために損害を受けた者から損失の補償の要求があるときは、政令で定めるところにより、その損失を補償するものとする。

(展開予定地域内における武器の使用)
第九十二条の三 第七十七条の二の規定による措置の職務に従事する自衛官は、展開予定地域において当該職務を行ふに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する隊員の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

6 第一項本文又は第二項の規定による処分の対象となる施設、土地等又は物資を第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の用に供するため必要な事項は、都道府県知事と当該処分を要請した者が協議して定める。

7 第一項から第四項までの規定による処分を行ふ場合には、都道府県知事は、政令で定めるところにより公用令書を交付して行わなければならぬ。ただし、土地の使用に際して公用令書を交付すべき相手方の所在が知れないところにより公用令書を交付して行わなければならぬ。ただし、土地の使用に際して公用令書を交付すべき相手方の所在が知れない場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定めるところにより事後に交付すれば足りる。

8 前項の公用令書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
「前項の規定の例により」を削り、同条第三項

一 公用令書の交付を受ける者の氏名(法人にあつては、名称)及び住所	二 当該処分の根拠となつたこの法律の規定
三 次に掲げる処分の区分に応じ、それぞれ次に定める事項	イ 施設の管理 管理する施設の所在する場所及び管理する期間
四 口 土地又は家屋の使用 使用する土地又は家屋の所在する場所及び使用する期間	ハ 物資の使用 使用する物資の種類、数量、所在する場所及び使用する期間
五 二 取扱物資の保管命令 保管すべき物資の種類、数量、保管すべき場所及び期間	二 取扱物資の保管命令 保管すべき物資の種類、数量、保管すべき場所及び期間
六 本 物資の収用 収用する物資の種類、数量、所在する場所及び収用する期日	六 本 物資の収用 収用する物資の種類、数量、所在する場所及び収用する期日
七 業務従事命令 従事すべき業務、場所及び期間	七 業務従事命令 従事すべき業務、場所及び期間
八 所及び変更の内容	八 所及び変更の内容
九 四 当該処分を行う理由	九 四 当該処分を行う理由
十 10 都道府県(第一項ただし書の場合にあつては、国)は、第一項から第四項までの規定による処分(第二項の規定による業務従事命令を除く。)が行われたときは、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。	10 前二項に定めるもののほか、公用令書の式その他公用令書について必要な事項は、政令で定める。
十一 11 都道府県は、第二項の規定による業務従事命令により業務に従事した者に対する政令で定める基準に従い、その実費を弁償しなければならない。	11 都道府県は、第二項の規定による業務従事命令により業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となつたときは、政令で定めるとこ

12 都道府県は、第二項の規定による業務従事命令により業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となつたときは、政令で定めるとこ	13 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により施設を管理し、土地等を使用し、取扱物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、その職員に施設、土地、家屋若しくは物資の所在する場所又は取扱物資を保管させる場所に立ち入り、当該施設、土地、家屋又は物資の状況を検査させることができること。
14 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により取扱物資を保管させたときは、保管を命じた者に対し必要な報告を求め、又はその職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り、当該物資の保管の状況を検査させることができる。	14 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により取扱物資を保管させたときは、保管を命じた者に対し必要な報告を求め、又はその職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り、当該物資の保管の状況を検査させることができる。
15 前二項の規定により立入検査をする場合には、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。	15 前二項の規定により立入検査をする場合には、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。
16 第十三項又は第十四項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。	16 第十三項又は第十四項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

17 第百三十三条の次に次の二項を加える。 第一項の規定により家屋を使用する場合において、自衛隊の任務遂行上やむを得ない必要があると認められるときは、都道府県知事は、同項の規定の例により、その必要な限度において、当該家屋の形状を変更することができる。	17 第百三十三条の次に次の二項を加える。 第一項の規定により家屋を使用する場合において、自衛隊の任務遂行上やむを得ない必要があると認められるときは、都道府県知事は、同項の規定の例により、その必要な限度において、当該家屋の形状を変更することができる。
18 第一百三十四条の次に次の二項を加える。 第一項から第四項まで、第六項、第七項及び第十項から第十五項までの規定の実施に要する費用は、国庫の負担とする。	18 第一百三十四条の次に次の二項を加える。 第一項から第四項まで、第六項、第七項及び第十項から第十五項までの規定の実施に要する費用は、国庫の負担とする。
19 第一百三十五条の二に次の二項を加える。 第一項から第四項まで、第六項、第七項及び第十項から第十五項までの規定の実施に要する費用は、国庫の負担とする。	19 第一百三十五条の二に次の二項を加える。 第一項から第四項まで、第六項、第七項及び第十項から第十五項までの規定の実施に要する費用は、国庫の負担とする。
20 第一百三十六条の次に次の二項を加える。 (展開予定地域内の土地の使用等)	20 第一百三十六条の次に次の二項を加える。 (展開予定地域内の土地の使用等)

21 第一百三十七条の二に次の二項を加える。 第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が应急措置として新築・増築・改築・移転・修繕又は模様替の工事を行った同様の部隊等が臨時に開設する医療を行うための施設について、適用しない。	21 第一百三十七条の二に次の二項を加える。 第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が应急措置として新築・増築・改築・移転・修繕又は模様替の工事を行った同様の部隊等が臨時に開設する医療を行うための施設について、適用しない。
22 第一百三十八条の二に次の二項を加える。 第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が臨時に開設する医療を行うための施設について、適用しない。	22 第一百三十八条の二に次の二項を加える。 第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が臨時に開設する医療を行うための施設について、適用しない。
23 第一百三十九条の二に次の二項を加える。 第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が臨時に開設する医療を行うための施設について、適用しない。	23 第一百三十九条の二に次の二項を加える。 第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が臨時に開設する医療を行うための施設について、適用しない。
24 第一百四十条の二に次の二項を加える。 第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が臨時に開設する医療を行うための施設について、適用しない。	24 第一百四十条の二に次の二項を加える。 第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が臨時に開設する医療を行うための施設について、適用しない。

第二項 歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)第二十三条第二項、診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)第二十一条第一項、歯科技工士法(昭和三十年法律第六条第二項)歯科医師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)第四条第一項ただし書、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六条)第二十条の三第一項、薬事法(昭和三十五年法律第一百四十五号)第二条第五項ただし書並びに救急救命士法(平成三年法律第三十一条第一項ただし書、薬剤師法(昭和三十五年法律第一百四十六号)第二十二条ただし書並びに救急救命士法(平成三年法律第三十一条第一項及び第四十四条第二項ただし書の規定の適用についてはこれらの規定に規定する病院と、麻薬及び向精神薬取締法第五十条の十六第一項第一号及び第二項の規定の適用については同条に規定する病院等とみなす。)

(漁港漁場整備法の特例)

第百五十五条の六 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第二百三十七号)第三十九条第一項の規定により許可を要する行為をしようとする場合における同条第四項の規定の適用については、撤収を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同法第三十九条第四項中「協議する」とあるのは、「その旨通知する」とする。

前項の規定により読み替えられた漁港漁場整備法第三十九条第四項の通知を受けた漁港管理者は、漁港の保全上必要があると認めるときは、当該通知をした部隊等の長に対し意見を述べることができる。

(建築基準法の特例)

第百五十五条の七 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が第一項第三項ただし書、採血及び供血あつせん業取締法(昭和三十一年法律第二百六十号)第四条第一項ただし書、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六条)第二十六条第三項、第四十六条第二項及び第六号第二条第一項及び第四十四条第二項ただし書の規定の適用についてはこれららの規定に規定する病院と、麻薬及び向精神薬取締法第五十条の十六第一項第一号及び第二項の規定の適用については同条に規定する病院等とみなす。

(港湾法の特例)

第百五十五条の八 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十七条第一項又は第五十六条第一項の規定により許可を要する行為をしようとする場合における同法第三十七条规定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十七条第一項ににおいて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用については、撤収を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同法第三十七条第三項中「協議する」とあるのは、「港湾管理者と協議し」と、前項中「許可をし」とあるのは「協議に応じ」とあるのは、「とあるのは、「あらかじめ、その旨を港湾管理者に通知し」とする。

前項に規定する自衛隊の部隊等が応急措置として行う防護施設の構築その他の行為であつて港湾法第三十八条の二第一項の規定によ

(土地収用法の適用除外)

第百五十五条の九 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十八条の三第一項(同法第二百三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十七条第一項又は第五十六条第一項の規定により許可を要する行為をしようとする場合における同法第三十七条规定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十七条第一項ににおいて准用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用については、撤収を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同法第三十七条第三項中「協議する」とあるのは、「港湾管理者と協議し」と、前項中「許可をし」とあるのは「協議に応じ」とあるのは、「とあるのは、「あらかじめ、その旨を港湾管理者に通知し」とする。

前項に規定する自衛隊の部隊等が応急措置として行う防護施設の構築その他の行為であつて港湾法第三十八条の二第一項の規定によ

り届出をするものをしようとする場合における同条第九項の規定の適用については、同項中「同項の規定による届出の例により」とあり、及び「第四項の規定による届出の例により」とあるのは、「あらかじめ」とする。

(道路法の特例)

第百五十五条の十一 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等が破損し、又は欠壊している道路を通行するために応急措置として行う道路に関する工事については、道路法(昭和二十七年法律第二百八十二号)第二十四条の規定にかかると認められるときは、当該部隊等の長に対し意見を述べることができる。

(森林法の特例)

第百五十五条の十二 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防護施設の構築その他の行為については、適用しない。

(道路法の特例)

第百五十五条の十三 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等が破損し、又は欠壊している道路を通行するためには、農林水産省令で定める手続に従い、あらかじめとあるのは「伐採したときは」と、「森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齡、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければ」とあるのは「その旨を通知しなければ」と

御施設の構築その他の行為については、適用しない。

4 前項に規定する自衛隊の部隊等が行う道路

予定区域の占用に対する道路法第九十一条第

二項において準用する同法第三十五条の規定

の適用については、撤収を命ぜられ、又は第

七十七条の二の規定による命令が解除され

までの間は、同法第九十一条第二項において

準用する同法第三十五条中「道路管理者に協

議し、その同意を得れば」とあるのは、「第九

十一条第二項において準用する第三十二条第

一項又は第三項の許可の権限を有する者にあ

らかじめ同条第二項各号に掲げる事項を通知

すれば」とする。

5 第二項の規定により読み替えられた道路法

第三十五条又は前項の規定により読み替えら

れた同法第九十一条第二項において準用する

同法第三十五条の通知を受けた者は、道路の

管理上必要があると認めるときは、当該通知

に係る部隊等の長に対し意見を述べることができ

(土地区画整理法の適用除外)

第一百五十四条の十二 土地区画整理法(昭和二十一年法律第百十九号)第七十六条第一項の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第七十七条第一項の規定による命令が解除され、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為については、適用しない。

(都市公園法の特例)

第一百五十五条の十二 土地区画整理法(昭和二十一年法律第百十九号)第七十六条第一項の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第七十七条第一項の規定により許可を要する行為をしようとする場合における同法第十条第二項(同法第三十七条の八において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が行う都市公園又は公園予定地の占用に対する規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が行う都市公園法(昭和三十一年法律第百十九号)第九条(同法第二十三条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定について、撤収を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命令が解除される場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による命令が解除される場合は、同法第十条第二項中「協議する」とあるのは、「その旨を通知する」とする。

2 前項の規定により読み替えられた海岸法第十条第二項の通知を受けた海岸管理者は、海岸の保全上必要があると認めるときは、当該通知に係る部隊等の長に対し意見を述べることができる。

されるまでの間は、同法第九条中「第七条各号に掲げる工作物」とあるのは「工作物」と、

「と公園管理者との協議が成立すること」とあるのは「があらかじめ公園管理者に占用の

目的、占用の期間、占用の場所及び工作物そ

の他の物件又は施設の構造を通知すること」

とする。この場合において、同法第十一条(同

法第二十三条第三項において準用する場合を

含む)の規定は、適用しない。

3 都市公園法第十八条の規定に基づく条例の

規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定によ

る措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措

置として行う防衛施設の構築その他の行為に

ついては、適用しない。

(海岸法の特例)

第一百五十五条の十四 第七十六条第一項の規定に

より出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規

定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が

海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第七条

第一項、第八条第一項、第三十七条の四又は

第三十七条の五の規定により許可を要する行

為をしようとする場合における同法第十条第

二項(同法第三十七条の八において準用する

場合を含む。以下この条において同じ。)の規

定の適用については、撤収を命ぜられ、又は

第七十七条の二の規定による命令が解除され

までの間は、同法第十条第二項中「協議す

る」とあるのは、「その旨を通知する」とする。

2 前項の規定により読み替えられた海岸法第十

条第二項の通知を受けた海岸管理者は、海

岸の保全上必要があると認めるときは、当該通知に係る部隊等の長に対し意見を述べることができる。

(自然公園法の特例)

第一百五十五条の十五 第七十六条第一項の規定に

より出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規

定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が

応急措置として行う防衛施設の構築その他の

行為であつて自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)第十七条第三項、第十八条第

三項、第十八条の二第三項又は第二十条第

一項の規定により許可又は届出をするもの

をしようとする場合における同法第四十条の規

定の適用については、同条第一項中「協議しなければ」とあるのは「その旨を通知しなけ

ば」と、同条第三項中「これらの規定による届出の例により」とあるのは「あらかじめ」と

届出の例により」である。

2 前項の規定により読み替えられた道路交通

法第七十七条第一項の通知を受けた警察署長

は、道路における危険を防止し、その他交

通の安全と円滑を図るために必要があると認めるときは、当該通知をした部隊等の長に対し意見を述べることができる。

3 第七十六条第一項の規定による防衛出動命

令又は第七十七条の規定による出動待機命令

を受けた隊員が受けている都道府県公安委員

会の運転免許に係る運転免許証の有効期間及

びその更新については、道路交通法第九十二

条の第二項から第三項まで及び第一百一条第

一項の規定にかかるわらず、政令で特別の定め

することができる。

2 前項の規定により読み替えられた自然公園

法第四十条第一項又は第三項の通知を受けた

環境大臣又は都道府県知事は、自然公園の保

護上必要があると認めるときは、当該通知を

した部隊等の長に対し意見を述べることができる。

3 第一項に規定する自衛隊の部隊等が応急措

置として行う防衛施設の構築その他の行為が

自然公園法第四十二条第一項の規定に基づく

ければならない」とあるのは、「にあらかじめ当該行為の概要を通知しなければならない。この場合において、当該行為に係る場所が同一の公安委員会の管理に属する二以上の

警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長に通知すれば足りる」とす

る。

2 前項の規定により読み替えられた道路交通

法第七十七条第一項の通知を受けた警察署長

は、道路における危険を防止し、その他交

通の安全と円滑を図るために必要があると認めるときは、当該通知をした部隊等の長に対し意見を述べることができる。

3 第七十六条第一項の規定による防衛出動命

令又は第七十七条の規定による出動待機命令

を受けた隊員が受けている都道府県公安委員

会の運転免許に係る運転免許証の有効期間及

びその更新については、道路交通法第九十二

条の第二項から第三項まで及び第一百一条第

一項の規定にかかるわらず、政令で特別の定め

することができる。

2 前項の規定により読み替えられた道路交通

法第七十七条第一項の通知を受けた警察署長

は、道路における危険を防止し、その他交

通の安全と円滑を図るために必要があると認めるときは、当該通知をした部隊等の長に対し意見を述べることができる。

3 第七十六条第一項の規定による防衛出動命

令又は第七十七条の規定による出動待機命令

を受けた隊員が受けている都道府県公安委員

会の運転免許に係る運転免許証の有効期間及

びその更新については、道路交通法第九十二

条の第二項から第三項まで及び第一百一条第

一項の規定にかかるわらず、政令で特別の定め

することができる。

2 前項の規定により読み替えられた河川法第

一百五十五条の十七 第七十六条第一項の規定に

より出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規

定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が

河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第

二十三條から第二十五條まで、第二十六條第

一項、第二十七條第一項、第五十五條第一項、

第五十七條第一項、第五十八條の四第一項又

は第五十八條の六第一項の規定により許可を

要する行為(同法第二十七條第四項に規定す

る一定の河川区域内の土地における土地の掘

削、盛土又は切土を除く)をしようとする場

合における同法第九十五条(同法第一百条第一

項において準用する場合を含む。以下この条

において同じ)の規定の適用については、撤

収を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定によ

る命令が解除されるまでの間は、同法第九

十五条中「国と河川管理者との協議が成立す

ることをもつて、これらの規定による許可又は承認があつたものとみなす」とあるのは、「これらの規定にかかるわらず、国があらかじめ河川管理者に当該行為をしようとする旨を通知することをもつて足りる」とする。

2 前項の規定により読み替えられた河川法第九十五条の通知を受けた河川管理者は、河川の管理上必要があると認めるときは、当該通知に係る部隊等の長に対し意見を述べることができること。

(首都圏近郊緑地保全法の適用除外)

第一百五十三条の十八 首都圏近郊緑地保全法(昭和四十年法律第一百一号)第八条第一項及び第三項の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他行為については、適用しない。

(近畿圏の保全区域の整備に関する法律の適用除外)

第一百五十三条の十九 近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和四十二年法律第百三号)第九条第一項及び第三項の規定は、第七十六条第一条の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他行為については、適用しない。

(都市計画法の適用除外)

第一百五十三条の二十 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四十二条第一項 第五十二条の二第一項 同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。)、第五十三条第一項及び第六十五条第一項の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他行為については、適用しない。

2 都市計画法第五十八条第一項の規定に基づく条例の規定は、前項に規定する自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為については、適用しない。

(都市緑地保全法の特例)

第一百五十三条の二十一 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他行為であつて都市緑地保全法(昭和四八年法律第七十二号)第五条第一項の規定により許可を要するものをしようとする場合における同条第八項後段の規定の適用については、同項後段中「協議しなければ」とあるのは、「その旨を通知しなければ」とする。

2 前項の規定により読み替えられた都市緑地保全法第五条第八項の通知を受けた都道府県知事は、緑地の保全上必要があると認めるときは、当該通知をした部隊等の長に対し意見を述べることができる。

第一百六十六条の二を第百六十六条とし、第一百六十六条の三第二項中「ととのえる」を「調べる」に改め、同条を第百六十六条とする。

第一百六十六条の四中「及び第二項並びに」を「から第四項まで、第六項、第七項及び第十項から第十五項まで、第百三条の二」に、「第百三十三条において準用する災害救助法第二十三条の二第二項及び第三項、第二十三三条の三、第二十四条第五項並びに第二十九条」を「第百五十五条の十四項」に、「事務は」を「事務(第百五十五条の十第四項)により処理することとされるもののうち民有林に係るものにあつては、森林法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林に関するものに限る。」に改め、同条を第一百六十六条の三とする。

2 防衛出動手当の種類は、防衛出動基本手当及び防衛出動特別勤務手当とする。

3 防衛出動基本手当は、防衛出動時における勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件及び勤務の危険性、困難性その他の著しい特殊性に応じて支給するものとする。

4 防衛出動特別勤務手当は、防衛出動時における戦闘又はこれに準ずる勤務の著しい危険性に応じて支給するものとする。
本則に次の三条を加える。
第一百二十四条 第百三十三条第十三項(第百三十三条の二第三項において準用する場合を含む。)又は

は第十四項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

(防衛出動手当の支給)

第一百五十三条 第百三十一条第一項又は第二項の規定による取扱物資の保管命令に違反して当該物資を隠匿し、毀棄し、又は搬出した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(防衛出動手当の支給)

第一百六十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は同項後段中「協議しなければ」とあるのは、「その旨を通知しなければ」とする。

(防衛出動手当の支給)

第二条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「以下「出動」を「第十二条第二項において「出動」に改める。

(防衛出動手当)

第十五条 自衛隊法第七十六条第一項の規定による出動(以下「防衛出動」という。)を命ぜられた職員(政令で定めるものを除く。)には、この条の定めるところにより、防衛出動手当を支給する。

2 防衛出動手当の種類は、防衛出動基本手当

6 第十四条第二項において準用する一般職給付法第十一條の九第一項第三号の規定の適用については、防衛出動を命ぜられた日の前日において同号の規定に該当していた職員で、前項の規定の適用がないとしたならば同日後も引き続き単身赴任手当の支給要件を具備することとなるものは、防衛出動手当を支給されている間、同号の規定に該当するもののみなす。

(宿日直手当及び管理職員特別勤務手当)

7 前各項に定めるものほか、防衛出動基本手当及び防衛出動特別勤務手当の額その他防衛出動手当の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十七条第二項中「単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当」を「単身赴任手当、管理職員特別勤務手当及び防衛出動手当」に、「宿日直手当及び管理職員特別勤務手当」を「宿日直手当、航空手当」に、「當外手当」を「及び當外手当」に改め、「特殊勤務手当、特地勤務手当及び管理職員特別勤務手当」を削る。

第三十条を削り、第三十条の二を第三十条とする。

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第一 条中自衛隊法本則に三条を加える改正規定 公布の日から起算して三月を経過した日

二 附則第三項の規定 自然公園法の一部を改正する法律(平成十四年法律第 号)の公布の日又はこの法律の公布の日の人づれか遲い日

三 附則第四項の規定 薬事法及び採血及び供

血あつせん業取締法の一部を改正する法律
(平成十四年法律第 号)の公布の日又

はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

(地方自治法の一部改正)

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の項中及び第二項並びに「」を「から第四項まで、第六項、第七項及び第十項から第十五項まで、第一百三条の二」に、「第一百三条第三項において準用する災害救助法第二十三条の二第二項及び第三項、第二十三条の三、二十四条第二項並びに第二十九条」を「第一百五十五条の十第四項に、「事務」を「事務(第一百五十五条の十第四項の規定により処理することとされているものうち民有林に係るものにあつては、森林法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林に関するものに限る。)」に改める。

(自然公園法の一部を改正する法律の一部改正)

3 自然公園法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則中第八条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条の次に次の二条を加える。

(自衛隊法の一部改正)

第六条 自衛隊法昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第一百五十五条の十五第一項中「第十七条第三項、第十八条第三項、第十八条の二第三項又は第二十条第一項」を「第十三条第三項、第十四条第三項、第二十四条第三項又は第二十六条第一項」に、「第四十条」を「第十五条第三項たゞし書又は第五十六条」に、「同条第一項」を「同法第十五条第三項第一号中「第五十六条第一項後段の規定による協議」とあるのは「自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第百十五条の十五第一項の規定により読み替えられ

れた第五十六条第一項後段の規定による通知」と、同法第五十六条第一項に改め、同条第二項中「第四十条第一項又は第三項」を「第五十六条第一項又は第三項」に改め、同条第三項中「第四十二条第一項」を「第六十条第一項」に改める。

4 附則第一条第一号中「及び第二十四条」を「、第二十条(自衛隊法昭和二十九年法律第百六十五号)第一百五十五条の五第二項の改正規定中「採血及び供血あつせん業取締法(昭和三十一年法律第百六十号)第四条第一項たゞし書」を「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和三十一年法律第百六十号)第十三条规定たゞし書に改める部分に限る。)及び第二十五条」に改める。

附則中第二十四条を第二十五条とし、第二十一条から第二十三条までを一条ずつ繰り下げ、第十九条の次に次の二条を加える。

(自衛隊法の一部改正)

第二十条 自衛隊法の一部を次のように改正す

る。

第百五十五条の五第二項中「採血及び供血あつせん業取締法(昭和三十一年法律第百六十年法律第百六十号)第十三条规定たゞし書」を「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和三十一年法律第百四十号)第十五条第一項たゞし書」に、「薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第一条第五項たゞし書」を「薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第十一項たゞし書」に改める。

理由

我が国の平和と独立を守り、國の安全を保つため、防衛出動を命ぜられた自衛隊がその任務をよ

り有効かつ円滑に遂行し得るよう、防衛出動時及び防衛出動下令前における所要の行動及び権限について所要の整備を行い、併せて防衛出動を命ぜられた職員に対する防衛出動手当の支給、災害補償その他給与に關し必要な特別の措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十四年五月一日印刷

平成十四年五月二日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

K